

1店舗につき
10万円を支給

県の認証取得事業者支援金に追加で支援 花巻市いわて飲食店安心認証店舗奨励金



市では、県が実施している「いわて飲食店安心認証」を取得し、利用者が安心して飲食できる環境を提供している市内事業者に対し、市独自の支援策として支援金を支給しています。

■対象 次の全てを満たす事業者
▶市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主
▶「いわて飲食店安心認証」を取得している事業者▶奨励金受け取り後も事業継続の意思がある事業者

■支給額 認証取得店舗1店舗につき10万円

■申請期限 3月25日(金)

■申請方法 申請書兼請求書に必要事項を記入の上、▶「いわて飲食店安心認証」認証通知▶奨励金の振り込みを希望する口座通帳

▶履歴事項証明書(法人のみ)ーの写しを添えて、下記へ郵送で提出

*申請様式などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

県のいわて飲食店安心認証制度

県が実施している「いわて飲食店安心認証制度」の内容は、県ホームページで紹介しています



県ホームページ
QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3539)

助成期間を
延長します

温泉宿泊施設等利用促進事業 日帰り入浴…1,000円、宿泊…最大3,000円を助成



市では、1月31日(月)までとしていた「温泉宿泊施設等利用促進事業」の助成期間を2月28日(月)まで延長。市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成しています。

■対象 県民または県内で勤務している人
※団体利用の目安は15人程度

■助成額
○日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円
※2,000円(消費税込み、入湯税別)未満のプランは対象外

○宿泊支援(素泊まり含む)…利用者1人当たり最大3,000円

プラン	助成額(1人当たり)
4,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上	3,000円

※4,000円未満(消費税込み、入湯税別)のプランは対象外

■助成期間 2月28日(月)まで

■利用方法

- ①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約
- ②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出
※居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください
- ③助成額を差し引いた利用料を支払う

*利用申込書は、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

感染状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、本事業の利用者が予約をキャンセルしてもキャンセル料は徴収されません

【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)



要介護認定者の障害者控除・ おむつ代の医療費控除証明書を発行します

所得税や市県民税の税務申告では、要介護認定を受けている高齢者が一定の条件を満たす場合、「障害者控除」の対象となります。また、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が「医療費控除」の対象となります。

本人またはその扶養者がこれらの控除を受けるためには証明書が必要で、対象者には申請に基づき証明書を発行します。介護保険証をお持ちの上、新館長寿福祉課または各総合支所健康福祉係で手続きしてください。
※審査のため、証明書の発行に数日かかります

■障害者控除対象

身体障害者手帳1・2級を保持していない人で、次のどちらにも該当する人
▽令和3年12月31日現在で、要介護1以上の認定を受けている65歳以上の

▽要介護認定の主治医意見書において、一定以上の障がいがあると認められている人



■おむつ代の医療費控除対象

要介護認定を受けた時点の状況から、おむつの使用が必要と認められる人で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
※おむつ代の医療費控除を初めて受ける人は、医師の発行する証明書が必要です。詳しくは左記へお問い合わせください

【問い合わせ】
▽新館長寿福祉課(☎41-3578)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東和(☎41-6517)



交通指導員養成講座の受講生を募集します

交通安全指導のための知識や技能を習得し、「花巻市交通指導員」として活動しませんか。

■対象 市内在住で交通安全指導に興味がある65歳以下の人

■日時 2月10日(木)、午前10時～正午

■会場 市役所本館

■内容

- 交通指導員の活動紹介(①交通指導員の歴史や任務、心得など②映像視聴「交通安全教室の様子」)
- 体験談発表「交通指導員になってみて」

■定員 20人(先着順)

■受講料 無料

■申込期限 2月7日(月)

交通指導員の活動内容は？

交通指導員は、登校時の街頭指導や、交通指導車による広報活動、交通安全教室の協力などを行い、地域の交通安全に貢献しています。



▲交通安全教室の様子

【問い合わせ・申し込み】
新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)